

三朝町放課後児童クラブのあり方検討について
(答申書：素案)

令和7年9月

三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会

はじめに

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）とは、児童福祉法第6条の3第2項に定義されているとおり、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業として、昭和30年以降、子どもたちの安全・安心な居場所を提供する児童福祉サービスとして重要な役割を担ってきました。

当時、働く女性の増加や核家族化が進行し、いわゆる「鍵っこ」が社会問題化した高度経済成長期に、保護者等の自主運営や市町村事業として全国に広がり、政策的な後押しを受けながら、その姿を変えつつあります。

その後、少子高齢化や地域社会の活力低下等、子どもを取り巻く環境は社会情勢の変化とともに変遷を重ね、令和元年（2019年）の中央教育審議会の答申では、子どもたちの大切な3つの間というキーワードとして空間・時間・仲間があり、外遊びという空間や時間の中で仲間たちと新しい経験をし、人間関係を構築する機会が減少しつつあるとされ、時代の変化からそういう役割を地域社会が担うことが重要なものであるとの提言がなされています。

さらに近年では、少子化や自由に遊ぶことのできる場・機会の減少、塾や習い事の増加、保護者の働き方の変化等によって、子どもたちの放課後の過ごし方が変化・多様化する中で、本事業の民間委託導入が近隣市町でも散見されるなど、従来の公的な居場所づくりに加えて、子どもに寄り添った遊びや様々な体験活動、学習支援の提供を行う民間事業者が参入しており、放課後児童クラブで提供される支援・サービスの裾野も広がっている状況にあります。

このような状況の中、本町では長年にわたり、「公設公営」と「公設民営」による放課後児童クラブの運営を行ってきました。この間、支援員の確保や待遇、利用家庭の利便性、子どもたちの過ごす環境整備等、多くの課題を抱えながら運営に努めてきましたが、本町の放課後児童クラブを今後も安定的に継続運営していくため、「三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会」（以下「検討委員会」という。）が設置され、安定的で継続性のある運営とサービス提供の標準化にむけた運営主体のあり方について審議を行いました。会議では、現状と課題、利用児童保護者の方々の御意見等を踏まえ、今後、町が行政としてどのような役割を担うべきなのか、「三朝らしい学童」の実現にむけて、民間事業者や地域とどのような関係を構築すべきか等について、委員からいただいた様々な意見を整理・集約し、今回、「三朝町の放課後児童クラブのあり方について」の答申書として取りまとめました。

終わりに、委員各位には御多用の中、会議での審議に多大なる御協力をいただき、短期間ではありましたが、大変有意義な議論を重ねることができたことに深く感謝申し上げますとともに、この答申書が今後の本町の放課後児童対策の推進の一助とならんことを願うものであります。

三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会
委員長 山崎 一彰

目 次

はじめに

第1章 放課後児童クラブの位置づけと運営状況等

1. 放課後児童クラブの法的位置づけ	1
2. 放課後児童クラブの運営状況等	2
(1) 各放課後児童クラブの運営体制、利用児童数、利用料等	2
(2) 各放課後児童クラブの支援員の状況	3
(3) 本町の放課後児童クラブの主な課題	4
3. 放課後児童クラブに関するアンケート調査	4

第2章 三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会

1. 三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会の設置	7
2. 三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会での審議経過	7

第3章 三朝町放課後児童クラブの今後のあり方について

1. 委員の意見	
(1) 将来的な開設数と運営主体のあり方について	8
(2) 「三朝らしい」学童クラブの活動と地域参画について	9
2. 答申	
(1) 将来的な開設数と運営主体のあり方について	10
(2) 「三朝らしい」学童クラブの活動と地域参画について	11

【巻末資料】

資料1	三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会設置要綱	12
資料2	三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会委員名簿	13
資料3	三朝町教育委員会からの諮問書	14
資料4	放課後児童クラブに関するアンケート調査結果	15

第1章 放課後児童クラブの位置づけと運営状況等

1. 放課後児童クラブの法的位置づけ

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に基づき、保護者の就労等により、小学校に就学している児童のうち、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業として、仕事と子育ての両立支援や、児童の健全育成を目的に実施されているものです。

地方自治体が放課後児童健全育成事業を実施するには、児童福祉法の規定に基づき、設備及び運営についての基準を条例で定める必要があり、本町においても平成26年に「三朝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定しています。

その後、国においては、文部科学省及び厚生労働省により、「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」の計画的な整備を目的に、平成27年度に「放課後子ども総合プラン」を策定。平成30年度には「新・放課後子ども総合プラン」として令和5年度までの取組みを示しています。なお、令和6年度以降は文部科学省と子ども家庭庁による継続的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」が示されており、令和7年1月には関係法令及び近年の動向等を踏まえ、放課後児童クラブ運営指針が改正（令和7年4月1日から運用）されています。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚労省令第63号）

区分	内 容
職員	・ 支援の単位ごとに、放課後児童支援員を2人以上配置（うち1人を除き、補助員の代替可） ・ 放課後児童支援員の資格は保育士、社会福祉士等の資格を持つ方、放課後児童クラブで補助員としての勤務経験が2年以上ある方などが、都道府県が実施する研修を修了して得られる。
児童数	・ 1つの支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は概ね40人以下
設備	・ 専用区画（児童の遊び・生活の場としての機能、静養スペース）等を設置 ・ 専用区画の面積は、児童1人あたり概ね1.65㎡以上
開所日数	・ 原則、1年間に250日以上開所
開所時間	・ 平日（小学校休業日以外の日） 原則1日につき3時間以上 ・ 土日、長期休業期間等（小学校の授業の休業日） 原則1日につき8時間以上
その他	・ 非常災害対策の実施 ・ 児童虐待等の事象を発見した際の通告 ・ 衛生管理の実施 ・ 運営規定の作成 ・ 職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備 ・ 個人情報の保護、苦情対応、保護者の対応、事故発生時の対応 等

上表のうち、職員に関する事項は従うべき基準、それ以外は参酌すべき基準

2. 放課後児童クラブの運営状況等

(1) 各放課後児童クラブの運営体制、利用児童数、利用料等

①設置数及び開設場所について

本町では現在、三朝小学校に2つの放課後児童クラブが設置され、在籍する児童の育成支援を行っています。

なお、子ども子育て支援新制度がスタートした頃から、児童の受け入れについて低学年だけでなく6年生まで拡充しています。

学童クラブ名	開設場所	所在地	クラブ数	定員
三朝西学童クラブ	旧三朝小学校	三朝町大字大瀬 1170 番地 1	1	70 人
三朝東学童クラブ	三徳地区多目的研修会施設	三朝町大字片柴 913 番地 2	1	30 人

※三朝南学童クラブは令和3年4月をもって西学童クラブへ統合

②運営方法について

現在、開設している放課後児童クラブのうち、1つは町による公設公営、1つは地域協議会に委託し公設民営で運営を行っています。

学童クラブ名	類型	運営主体	委託開始	開所時間	閉所時間
三朝西学童クラブ	公設公営	三朝町	—	7:45	19:00
三朝東学童クラブ	公設民営	三徳地域協議会	H19～	7:45	18:30

※三朝南学童クラブは令和3年4月の統合まで公設民営（竹田地域協議会）で運営

③利用児童数の推移について

令和元年度の小学校統合以降も利用児童数の推移に大きな変化はなく、少子化は進行しているが利用ニーズは高い状況が続いています。

区分 年	西学童		東学童		南学童	
	登録	平均	登録	平均	登録	平均
R06	74	35	51	22	※R3.4より西学童 クラブへ統合	
R05	72	27	48	16		
R04	73	22	42	14		
R03	84	30	47	15		
R02	82	33	37	14	4	3
R01	79	41	38	19	3	2
H30	85	41	38	25	3	2

【令和7年度の各学童クラブの学年別利用者数】

学童クラブ名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
三朝西学童クラブ	10	18	16	8	9	2	63
三朝東学童クラブ	9	6	14	6	13	6	54
計	19	24	30	14	22	8	117

④利用料について

本町の月額利用料は以下のとおりであり、本県の中部圏域自治体と大きな差異はない状況にあります。

又、本町の減免・減額措置として、同一世帯での２人以上の利用がある場合については、減免措置を、ひと月内の利用が１０日未満の場合については、減額措置を講じています。

育成料	通常期間 ※7, 8 月 以外	長期休業期間				おやつ代
		7 月		8 月		
		休み以外	全体	休み以外	全体	
	3, 000	3, 000	4, 500	2, 000	6, 000	1, 000

市町名	基本利用料	開所時間	閉所時間	備考
倉吉市	2,000	8:00	18:30	夏休み利用：＋2,000円
湯梨浜町	2,000	8:00	19:00	土曜日利用：＋500円 春・冬休み利用：＋1,000円 夏休み利用：＋3,000円
北栄町	2,000	8:00	18:00	開所前特別利用：＋500円 閉所後特別利用：＋1,000円 夏休み利用：＋3,000円
琴浦町	2,000	7:30	18:30	土曜日利用：＋500円 春・冬休み利用：＋1,500円 夏休み利用：＋4,000円
三朝町	3,000	7:45	19:00	夏休み利用：＋3,000円

(2) 各放課後児童クラブの支援員の状況

本町の各放課後児童クラブに勤務する職員については、三朝西学童クラブが本町の会計年度任用職員として、三朝東学童クラブについては、三徳地域協議会と雇用契約を締結しています。勤務している職員のうち、放課後児童支援員は都道府県等が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了し、放課後児童支援員の資格を有する者（以下「支援員」という。）で、補助員は支援員が行う業務を補助する者です。なお、利用児童数に対して慢性的に支援員が不足している状況が続いており、人材の確保が課題となっています。

区分 年	西学童		東学童		備考
	管理者	指導員	管理者	指導員	
R06	1(1)	6(3)		4(2)	国の設置基準では、単位毎に支援員を２人以上配置（うち１人を除き、補助員の代替可）
R05	1(1)	8(3)		4(2)	
R04	1(1)	7(3)		4(2)	
R03	1(1)	7(3)		4(2)	

※()内は支援員（放課後児童支援員の資格を有する者）の数

(3) 本町の放課後児童クラブの主な課題

本町では長年にわたり、「公設公営」と「公設民営」による放課後児童クラブの運営を行ってきました。しかし、社会情勢の変化とともに、本来、共働き家庭のために子どもの放課後の居場所づくりとして実施してきたものが、近年では、より子どもの福祉や遊びの権利保障の観点から創意工夫によって事業を展開するなど充実を図ることが求められています。又、子どもや子育て家庭の抱える課題が深刻化・多様化している中で、本町の課題を踏まえ、次の取組みを進めていく必要があります。

【本町の課題】

- ①支援員（有資格）の高齢化と慢性的な人材不足（西学童・東学童とも）
- ②児童の発達過程（年齢）・特性を踏まえた育成支援の質の向上
- ③学童クラブに対するニーズの多様化（安心安全な居場所づくり＋遊びや体験を通じた育成支援の場の提供）

【今後の方向性】

- ①「公」が引き続き担うべき役割と「民（地域）」でも十分に担える役割（柔軟性を活かしたサービス機能）の整理
- ②国の指針に沿った、子どもたちの生活の場の確保と多様な体験活動の創出
- ③放課後児童支援員の確保や処遇改善、質の向上にむけた方策の推進
- ④小学校移転に伴う放課後児童対策の拠点施設としてふさわしい環境の整備

3. 放課後児童クラブに関するアンケート調査

少子高齢化の進行とともに目まぐるしく変化する社会情勢の中、小学校統合から6年が経過し、令和7年度の三朝小学校の入学児童数が28名と学年1クラス編成の状況が到来しています。

検討委員会では、具体的な議論を進めるための検討資料として、放課後児童クラブ利用児童保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

- (1) 調査対象 本町の放課後児童クラブ利用児童保護者
 （西学童クラブ：47世帯、東学童クラブ：36世帯）計83世帯
- (2) 調査方法 WEB（Google Form）アンケートによる回答・集計
- (3) 実施期間 令和7年5月19日～6月6日までの3週間
- (4) 回答総数 回答数57世帯…回答率68.7%
- (5) 設問内容 放課後児童クラブの利用状況、開設場所、運営体制、民間委託導入、今後の運営等への意見・要望について意見聴取

(6) 調査結果 巻末資料に掲載 (P15)

(7) 集計結果の概要

- ・利用児童は1人から2人がほとんどで、3年生までの利用数が全体の約70%を占める。
- ・利用登録状況は通年（長期休業を含む）で申込をしている家庭が全体の80%を占める。
- ・利用日数は平日毎日（5日間）利用している家庭が65%を占め、土曜日でも約30%が利用している。
- ・利用料設定は約70%が妥当であるとの回答。
- ・運営面（利用児童・保護者への対応）については、約70%の家庭が肯定的な回答であるが、児童の特性への適切な対応や支援員との関係性については、約20%が不満であるとの回答。
- ・将来的な運営体制については、現行のまま継続が60%を占めたが、2つとも公設民営でも良いと回答した家庭も約30%となった。
- ・民営化を検討するうえで考慮すべき事項として、現行の運営環境の維持と遊びや体験活動等の充実と回答した家庭がそれぞれ20%以上あり、次いで、支援員の専門性と資質の向上、提供サービスの標準化を望む回答が10%以上となった。又、配慮が必要な子どもへの対応を望む回答も10%近くあった。
- ・将来的な開設場所については、現行のままと回答した家庭が70%以上を占め、旧三朝小施設等に1つに集約と回答した家庭は約20%となった。

(8) 考察

《全体》

- ・あり方検討委員会を統合検討会と認識しておられる保護者が見受けられる。
- ・両学童とも保護者の就労状況からか、通常期と長期休業の両方を利用している家庭が多数見受けられるが、東学童クラブについては、長期休業中の遊びや体験活動の企画プログラムの実施の面から通年利用登録する家庭が多いと推察される。
- ・支援員の児童への指導や保護者への接遇等について、概ね良好であるという回答の一方で、不満を持つ保護者も一定数あり、東学童と西学童では回答内容に大きな乖離が見られる。
- ・運営体制については、現行のまま選択性の継続を望む声が多数を占めた。一方で西学童については、遊びや体験活動の充実や両学童の標準化、支援員の資質向上が図れるなら、民間導入を望む声が多く寄せられた。
- ・開設場所については、現行のまま2か所での開設を望む声が多い中、旧三朝小校舎等へ集約という回答も約30%あったほか、西学童クラブについては、旧三朝小校舎のトイレ改修や長期休業中の空き教室の活用についても意見があった。
- ・放課後児童対策の充実を図り、移住促進に繋がる取組みを進めてほしいとの意見あり。

《東学童クラブの回答の特徴》

- ・利用児童の学年構成は全学年にわたっており、東学童クラブの運営内容への満足度が窺える。
- ・満足度の高さからか、ほぼすべての家庭が利用料は妥当、安いと回答している。
- ・児童は楽しく過ごせているかという問いに対してすべての家庭が肯定的な回答をする一方で、児童の特性に応じた対応については、不満があるという回答が見られる。

- ・将来的な運営体制については、「このままで良い」が70%以上という回答であるが、これは東学童クラブについての意見であり、約20%が回答した「2つとも公設民営」は、西学童クラブに対するものであると推察される。
- ・民間導入にあたって考慮すべき事項として、「現行と同様の運営環境の維持」、「遊びや体験活動等の充実等」が多数を占めたほか、西学童とは違い、「現在の支援員の継続雇用」を望む声が多数寄せられており、支援員への信頼度の高さが窺える。
- ・将来的な開設場所については「このままで良い」の回答が90%以上であり、現在の選択制の継承を望む家庭が多いことが窺える中で、今後の児童数減少を見据えた集約についての回答も見られた。

《西学童クラブの回答の特徴》

- ・利用児童の学年構成は3年生までの低学年が中心で高学年になると退所する傾向が見られる。
- ・利用料の設定については「高い」と回答された家庭が20%あり、東学童クラブの回答と乖離が見られる。
- ・児童は楽しく過ごせているかという問いに対して、約90%弱が概ね肯定的な回答をする一方で、10%以上の家庭が活動内容や支援員の指導に対して不満を持っていることが窺える。
- ・支援員の児童への指導や保護者への接遇等について、概ね良好であるという回答は約半数に留まり、約30%弱の家庭が一部の支援員に対して不満を持っていることが窺える。
- ・将来的な運営体制については、「このままで良い」が半数の50%であり、「2つとも公設民営」を望むと回答した保護者は、その他意見を含めると約40%以上となった。これは、西学童クラブの運営内容の改善と両学童クラブの活動内容の格差是正を望む声であると推察される。
- ・民間導入にあたって考慮すべき事項として、「現行と同様の運営環境の維持」、「遊びや体験活動等の充実等」、「支援員の専門性と資質の向上」が上位を占めたほか、提供サービスの標準化を望む回答も約15%を占めており、現行の運営環境の維持を望むとともに、西学童クラブが抱えている課題の改善が求められている。
- ・将来的な開設場所については「このままで良い」の回答が64%、「1つの施設に集約」が30%と現状では、選択制の継承を望む家庭が多い一方で、今後の児童数減少を見据え、小学校施設に近い施設への集約を望む声も多く寄せられている。

《西学童クラブの様子》



《東学童クラブの様子》



第2章 三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会

1. 三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会の設置

本町では、長年にわたり、支援員の確保や待遇、利用家庭の利便性、子どもたちの過ごす環境整備等、多くの課題を抱えながら、「公設公営」と「公設民営」による放課後児童クラブの運営を行ってきました。

この間、全国的な民間事業者の事業参画をはじめ、本県の中部地域の自治体においても、民間活力の導入が進められる等、本事業を取り巻く社会状況に鑑み、将来にわたって安定的な事業運営を継承していくため、「公」が引き続き担うべき役割とは何か、今後の事業運営の基本的な方針やあり方についてどのような形態が望ましいのか、近隣市町の事例も参考に民間活力の導入も視野に入れながら、今後の放課後児童クラブの運営体制等のあり方を検討するため、令和7年3月に学識経験者、地域団体の代表、学校教育・社会教育関係者、利用児童保護者、放課後児童クラブ運営関係者を委員とした「三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会」が設置され、町教育委員会からの諮問を受けて審議を重ねてきました。

2. 三朝町放課後児童クラブのあり方検討委員会での審議経過

区分	月日	審議等概要
第1回	令和7年3月6日	・町教育委員会からの諮問、委嘱状の交付 ・本町の放課後児童クラブの現状と課題について ・今後のスケジュール等について
第2回	令和7年5月13日	・東学童クラブ保護者会の意見について ・学童の開設数及び運営体制について ・利用児童保護者へのアンケート調査の実施について
第3回	令和7年6月26日	・アンケート調査の結果及び東学童クラブ保護者の意見について ・答申にむけた今後の放課後児童クラブのあり方について
第4回	令和7年8月 日	・町教育委員会への答申書（案）について

《検討委員会の様子》



第3章 三朝町放課後児童クラブの今後のあり方について

1. 委員の意見

検討委員会では、本町の放課後児童クラブの現状や課題、保護者の意見等を把握するとともに、今後の安定した継続性のある運営と「三朝らしい」サービス提供の標準化にむけた運営主体のあり方について議論を重ねてきました。

これらを踏まえ、委員から出された意見は、次のとおりです。

(1) 将来的な開設数と運営主体のあり方について

東学童保護者の意見及びアンケート調査の結果報告を踏まえた今後の見通し

- ・アンケート結果は外部から見た現状を反映している。児童数の減少に伴い、学童クラブを統合する方向性を検討する必要があるが、保護者が納得できる条件を明示するべきだと考える。
- ・児童数減少を見据えつつも、現段階で無理に統合する必要はないと考える。両学童クラブがそれぞれ魅力を高め、保護者が選択肢を持てる状況を維持することが今後の理想的な姿である。
- ・保護者として、児童数減少を受け入れつつも、学童クラブの統合が必要になる時期が来ると考える。ただし、現時点では東学童クラブの保護者の存続希望が非常に強いことが理解できる。
- ・東学童クラブ保護者の強い思いを感じるが、運営上の課題や将来的な児童数減少を踏まえ、保護者が安心できるような、具体的な方向性や未来予測を示すべき。
- ・アンケート調査の結果から、保護者の意識が高く、学童保育の役割を正確に理解していることは評価される。児童数の減少に応じた運営体系の見直しが必要だが、現行の規模は適切であると推察されるため、統合のタイミングを慎重に検討すべき。

安定的で継続性のある運営とサービス提供の標準化にむけた運営主体のあり方

- ・公設民営の方が自由度が高いと評価される一方、公設公営でも現在、改善の取り組みを行っている。しかし、5年後、10年後を見据えたとき、サービスの標準化や人材確保、スタッフ育成の面では、民間活力導入による公設民営方式が良いと考える。
- ・公設公営では支援員の高齢化など人材育成や確保が難しいため、より間口の広い民営化が望ましい。ただし、どの運営形態でも人材の質が重要であり、適切なリーダーシップと人材育成のノウハウが求められる。
- ・開設数については、このアンケートの結果から見ても、現在の東、西、それぞれに開設し、選択制を継承すべき。運営主体については、公設民営の方が支援員の体制も再構築され、新しい経営方針のもとでサービス向上に繋がることが期待される。
- ・児童数減少による運営面での採算性や子ども同士の相性、支援員のストレス軽減を考慮すると、引き続き、選択性を残した運営体制が望ましい。

- ・公営のメリットは、継続性と安全性だが、近隣自治体でも自由度が高い民営化が進んでいる。安定的・継続的な運営が可能であれば、民営化すべき。
- ・保護者にとって重要なことは、子どもが適切な育成支援を受けられるかどうかであって、公営か民営かということではないと考える。「民」の導入後も「公」が適切にサービスの水準を管理することが重要である。
- ・人材確保や事業運営については、「民」の方が多様性、柔軟性の面において期待されることから、「民」の導入は必要であり、適切な運営主体を選定することが重要である。又、運営主体に関わらず、統一的なサービス水準を担保した学童クラブ運営を行うためには、運営主体、保護者、行政（学校）による運営協議会のような組織を設置し、定期的な情報共有と意見交換の場が必要と考える。

(2) 「三朝らしい」学童クラブの活動と地域参画について

制度の枠組みを超えた地域全体で子どもたちを育む環境づくり

- ・学校教育の制度改革が進む中、今後、放課後を子どもたちがどう過ごすのかという大きな課題がクローズアップされる。町の姿勢として学童保育というスタンダードな国基準の補助制度の枠組みに拘ることなく、単独財源を充てても、配慮が必要な子どもへの支援や放課後の遊びや体験活動の充実等、子どものためにどのような形が理想的かを多角的に検討されることを望む。
- ・学童保育は児童福祉の施策として、保護者の共働き化の社会変化を受け、就業支援を目的に始まったが、現在では子どもの遊びや「第3の居場所」としての役割も期待されている。学童保育に捉われない広い視点での子ども支援が必要。
- ・子育て世代の移住促進のためにも、地域全体で子どもを育む意識を育てることが重要。例えば、学童クラブ以外の施設（保育園等）で小学生の低学年を受け入れるなど、柔軟な対応が地域活性化につながるのではないかと。
- ・保護者意見にもあったように、三朝小学校の旧校舎のトイレ施設の環境改善は必要。
- ・支援員の配置について、学童クラブでも気になる子どもの数が増加していることから、配置人数が国の基準を超えてでも、子どものために適正な人員を配置されたい。
- ・支援員にはこどもの特性や異変を見抜けるスキルが求められる。学童クラブは放課後の短い時間ではあるが、保護者に代わって子どもの行動を見守る場所であるため、傾聴や洞察、保育等のスキルを含めた資質向上が望まれる。
- ・学童クラブでは、子どもを第一に考え対応することが求められており、保護者と支援員のコミュニケーションの手法も検討しながら、保護者が積極的に育成支援に関わっていけるような機会を創出することも大切ではないかと。
- ・小学校校舎の整備により、西学童クラブの長年の懸案事項であった施設環境の改善が図られた。今後の校舎利活用の方針にもよるが、空き教室を活用した地域住民との体験活動や交流事業等、地域参画型の放課後児童対策が展開されていくことを期待する。

2. 答申

検討委員会では、単なる放課後児童クラブの運営体制の議論ではなく、町の姿勢として「今後の子どもたちの放課後をどう支えていくのか」という長期的なビジョンを掲げるべきという意見に賛同する委員が多数ありました。

今後、近い将来には小学校全学年が1クラスとなり、児童数が半減することが見込まれる中、今の開設数を出発点として、国の制度をスタンダード（基盤）にしながら、町の独自の財源による支援施策を導入し、配慮が必要な児童への人的支援や遊びや体験活動の充実、児童数減少による運営費の補てん等、子どもの生活環境や地域ニーズに柔軟に対応できる仕組みづくりが求められています。

又、運営主体については、「民」ならではの柔軟性や多様性を活かした提供サービスの質の向上や支援員の継続的な育成（知識・スキルの習得）等を行い、「公」の立場として関係機関との連携やサービス水準のチェック機能を担っていくべきであり、「公」と「民」の役割を整理する時期に来ていると考えます。

さらに、放課後児童クラブを「地域の子どもは地域が育てる」場として捉え、町民や地域団体が協力して子どもたちの体験活動を支援したり、学童保育を超えた居場所づくり（保育園等での預かり）や地域資源を活用した多様な放課後環境を創出することで、地域住民の生きがいがづくりや子育て世代の移住定住促進にもつながり、町の魅力向上や地域活性化が期待されます。

これらを踏まえ、将来のあるべき姿として、放課後児童クラブという国の制度を超えた「三朝らしい」放課後児童対策として、本町の地域特性を考慮しつつ、運営主体・保護者・地域住民・行政が一体となった取り組みが推進されるよう次のとおり答申します。

(1) 将来的な開設数と運営主体のあり方について

○開設数については、当面の間、現行の2か所（西・東）とし、選択制を継承したまま、児童数の推移を注視しながら利用登録数が1か所20人以下となることが見込まれる時点で統合について検討することが望ましい。

○運営主体については、地域団体（地域協議会を含む）をはじめとする民間活力の導入（公設民営）を積極的に検討し、以下の項目を満たす運営主体を慎重に選定すること。

なお、民間活力の導入（公設民営）にあたっては、利用児童保護者に対して必要な情報提供・周知を行い、疑問や不安の解消に努めること。

【運営主体に求める事項】

- ・児童が安心・安全な環境でのびのびと活動できること
- ・行政や支援団体、保護者の意見も反映しながら適切な運営ができること
- ・本町の行財政運営の効率化が図られること
- ・長期にわたって安定した運営が継続できること
- ・運営の中核を担う責任者・支援員等を安定して確保できること
- ・適切な利用料設定によるサービスが提供できること
- ・複数の放課後児童クラブの運営を行う場合、提供サービスが標準化できること
- ・継続雇用を希望する支援員の雇用条件等についてこれまでと同等であること
- ・国及び県の補助金の基準額の範囲内で委託が可能であること

○民間活力の導入（公設民営）にあたっては、提供サービスの標準化と継続性を担保するとともに、保護者ニーズを適正に把握するため、運営主体、保護者、行政（学校）による運営組織を設置し、定期的な情報共有と意見交換の場の提供に努めること。

(2) 「三朝らしい」学童クラブの活動と地域参画について

○町の姿勢として、国の補助制度をスタンダード（基盤）にしながら、その枠組みに捉われることなく、町の独自財源による支援施策を導入し、配慮が必要な児童への人的支援や遊びや体験活動の充実、児童数減少による運営費の補てん等、子どもの生活環境や地域ニーズに柔軟に対応できる仕組みづくりの検討を望む。

○学童クラブを「地域の子どもは地域が育てる」場として捉え、町民や地域団体の積極的な参画を促し、子どもたちの体験活動の支援や学童保育を超えた居場所づくり（保育園等での預かり）や地域資源を活用した多様な放課後環境の創出に向けて検討されたい。

○支援員には子どもの特性や異変を見抜けるスキルが求められることから、傾聴や洞察、保育等のスキルを含めた資質向上を図るとともに、保護者と支援員のコミュニケーションの手法も検討しながら、保護者が積極的に育成支援に関わっていけるような機会の創出を図られたい。

○旧小学校校舎における施設環境の改善を行うほか、空き教室を活用した地域住民や民間団体等による体験活動、交流事業の充実を図り、「三朝らしい」地域参画型の放課後児童対策が展開されていくことを望む。

以上